

名古屋市ソーシャルメディア活用ガイドライン

このガイドラインは、各部署がソーシャルメディアを活用した情報発信を行うにあたり、遵守すべきことを定めたものです。ソーシャルメディアを利用する場合は、以下の内容を遵守してください。

1 ソーシャルメディア利用にあたっての留意点

(1) 定義及び適用範囲

「ソーシャルメディア」とは、Web上で提供されるサービスのうち、ユーザーの積極的な参加によって成り立ち、ユーザー間のコミュニケーションを主要価値として提供するサービスの総称を指す。具体的にはFacebook、Twitter、LINE、Instagram、YouTube、ブログ等を想定している。

また、本ガイドラインは、本市の事業としてソーシャルメディアを活用する場合に適用する(本市が事業者へ委託する場合を含む)。

本市が関わる事業等で、本市以外のNPOや地域団体等が開設者としてソーシャルメディアを活用する場合は適用外とするが、本ガイドラインを参考にすることが望ましい。

(2) サービスの選定基準

利用するサービスを選定する際は、利用者数、他自治体の活用例、プライバシーポリシー等を参考とし、より適当であるものを選ぶ。

※プライバシーポリシー…個人情報の取り扱いの際の基準・方針を定めたもので、各企業等が策定する。

(3) 管理責任者

所属長(原則として課長とする)は、サービス利用の管理責任者として、当該サービスの利用規約を確認するとともに、所属において以下に定める情報保護対策を行っているか確認する。

※情報保護対策…管理責任者の設置、アカウント運用職員の制限、なりすまし等の防止、発信内容の制限、発信内容の承認、緊急時の連絡体制、アクセス用ID・パスワードの管理、発信端末・アプリ等の限定、運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシーの策定

(4) ルール策定

管理責任者は、利用するサービスについての運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシーを策定する。また、随時利用するサービスに関する情報を収集し、必要に応じて運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシ

一を改正する。

(5) 機能制限

コメント機能等により市民等が自己の意見を掲載することができるサービスを利用する場合には、公序良俗に反する等の不適切な投稿内容については放置せず、削除等、適切に対応することにより、自由なコミュニケーションの場を提供しないものとする。なお、管理責任者が市民等の不適切な投稿内容について、削除の対応ができないソーシャルメディアは利用しない。

本来のドメインがわからなくなる短縮URLの使用は、原則行わないこととする。

(6) 利用開始

利用しているサービス名、利用部署、アカウント、サービスの継続性及び不変性が担保できない旨等を、各利用部署において名古屋市公式ウェブサイト上の「ソーシャルメディア」一覧に掲載し、その旨を速やかにデジタル改革推進課により定められた方法に従い報告する。

(7) 利用休止の措置

管理責任者は、他者からの誹謗中傷等の攻撃等のトラブルにより、一時的にサービスの利用の継続が困難と判断したときは、利用を休止するとともに、市公式ウェブサイト等で休止の案内を行う。

(8) 利用中止の措置

管理責任者が安定したサービスの利用に支障をきたすと判断した場合またはソーシャルメディアを利用する必要がなくなった場合には、各利用部署において不要となるアカウント等の情報の削除及び名古屋市公式ウェブサイト上の「ソーシャルメディア」一覧から削除し、サービスの利用を中止するとともに、速やかにデジタル改革推進課により定められた方法に従い報告する。

(9) 発信内容

- ・ 取り扱う情報の範囲を明確にする。
- ・ 市としての公式情報発信媒体（市公式ウェブサイト、広報なごや等）に加えて補助的に情報提供する手段として利用するものとする。
- ・ 専ら情報発信（公表情報や既知の事実等に限定）を目的とし、個人情報などの機密情報は取り扱わない。

※機密情報…名古屋市個人情報保護条例第 1 条第 2 号に規定する個人情報（職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該職員の氏名

に係る部分を公にすることにより当該職員の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)並びに法令の規定により又は慣行として公にされている情報を除く。)及び名古屋市情報公開条例第7条第1項各号本文に規定する非公開情報をいう。

(10) 利用単位

組織単位での利用とし、個人単位での利用は行わないこととする。

(11) 関連法規等の遵守

サービスの利用にあたっては、名古屋市情報あんしん条例及び個人情報保護条例その他法規を遵守するとともに、各利用部署において策定する運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシーに従った運用を行う。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、平成31年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、令和元年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

○局○部○○課△△の運用管理に関する定め

1 総則

1-1 目的

この○局○部○○課△△の運用管理に関する定め（以下「定め」という。）は、○局○部○○課（以下「○○課」という。）における△△の運用管理上必要な事項を定め、もって機密情報の保護、管理及び事務の円滑な運用に資することを目的とする。

1-2 管理責任者の設置

(1) アカウント管理責任者

○○課アカウントに係る情報提供の管理を行うためのアカウント管理責任者を、○局○部○○課長とする。アカウント管理責任者は△△の発信、運用等について、必要となる事項の調整、決定及び確認等総括的な職務を行う。

(2) 副アカウント管理責任者

アカウント管理責任者は副アカウント管理責任者を指定することができる。副アカウント管理責任者は、アカウント管理責任者を補佐し、アカウント管理責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

1-3 アカウント運用職員の制限

(1) アカウント管理責任者は、○○課アカウントを運用する職員を指定し、△△にアクセスするための ID 及びパスワードを交付することができる。

(2) ○○課アカウントを運用する職員は、情報の漏えい等が起こらないよう努めなければならない。

(3) 指定された職員以外は、○○課アカウントを運用してはならない。

2 運用管理

2-1 なりすまし等の防止

(1) アカウント運用組織の明示

なりすまし等による情報の混乱を防止するため、アカウント運用組織を明示するとともに、名古屋市公式ウェブサイトから当該△△アカウントのページへリンクを張る。

(2) なりすまし等が発生していることを発見した場合の対応
市公式ウェブサイト等において当該アカウントを運用していない旨の告知を行い、周知を図るものとする。

(3) アカウント運用ポリシーの策定と明示
具体的な利用方法を明示したアカウント運用ポリシーを策定し、市公式ウェブサイトに掲載するものとする。

2-2 発信内容の制限

発信する内容は、原則として広報なごやや市公式ウェブサイト等の公式の情報提供媒体で提供済みの事項に関するものとする。

2-3 発信内容の承認

発信する内容については、原則として事前にアカウント管理責任者の承認を得ること。発信の削除を行うときも原則として同様に承認を得るものとする。ただし、事前にアカウント管理責任者が許可した事項について発信する場合はこの限りでない。

2-4 緊急時の連絡体制

誤った情報を発信してしまった、他のユーザーに迷惑のかかる発信をしてしまったこと等により適正な運用に支障が出た場合に速やかな対応ができるようにするため、アカウントを運用する職員とアカウント管理責任者を含む連絡体制を整備する。

3 情報管理

3-1 アクセス用 ID・パスワードの管理

(1) アカウント管理責任者及びアカウント管理責任者から△△にアクセスするための ID・パスワードを交付された者は△△にアクセスするための ID・パスワードを厳重に管理しなければならない。

(2) パスワードは 10 桁以上とし、英大文字・英小文字・数字及び記号のうち少なくとも 3 種類を混在させたものとする。なお、パスワード流失時やその予兆があった場合は、速やかに変更するものとする。

(3) 発信内容については日時、内容、コメント等の記録をとるものとする。

3-2 発信端末・アプリ等の限定

(1) アカウント管理責任者は、発信端末を指定するものとする。指定する発

信端末は、原則として〇〇課の業務用端末とする。

- (2) アカウント管理責任者は、発信端末での発信に利用するアプリを指定するものとする。指定にあたっては、アプリ等のセキュリティについて十分留意するものとする。
- (3) 〇〇課アカウントを運用する職員は、指定された発信端末及びアプリ等以外のものを利用して発信してはならない。

3-3 情報を発信する際の留意事項

- (1) 名古屋市個人情報保護条例第1条第2号に規定する個人情報及び名古屋市情報公開条例第7条各号本文に規定する非公開情報を発信してはならない。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、その他の法規を遵守すること。特に写真の添付には十分注意すること。また、掲載する個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、本市または原著作者に帰属するものとし、その内容について著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することは禁止する。
- (3) 〇〇課の職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意するものとする。
- (4) 〇〇課が直接職務上関わらない事項については、原則として情報発信を行わないものとする。

4 その他

- 4-1 △△に新しいサービスや機能が追加されたとき等、必要に応じてこの定めの見直しを行うものとする。

附 則

この定めは、 年 月 日から施行する。

〇×課アカウント運用ポリシー

項目	内容
1. アカウント名	名古屋 太郎(△△△ ○○)
2. アカウント URL	https://www.facebook.com/△△△○○
3. 発信内容	〇×△に関する情報など
4. アカウント管理責任者	〇〇局〇×課長
5. アカウント運用組織	〇〇局〇×課
6. コメントへの返信	原則として行わない。 個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。
7. 運用時間	原則として開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで
8. アカウント運用ポリシーの変更、削除	・事前連絡なくこのアカウント運用ポリシーを変更する場合があります。 ・Facebook で情報を提供することが困難になった場合、その旨を市公式ウェブサイト等に掲載し、アカウントを速やかに削除します。
9. 意見・問合せ	ご意見・お問合せは下記をご利用ください。 ・名古屋市の〇×△に関すること 〇〇局〇×課 (連絡先 972-〇〇〇〇) ・市政全般に関すること 「名古屋市公式ウェブサイト」ご意見・お問合せのページ https://www.city.nagoya.jp/main/site_policy/0000000015.html ・Facebook そのものの利用に関すること Facebook 公認ナビゲーションサイト フェイスブックナビ https://f-navigation.jp/
10. 知的財産権	本ページに掲載している個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、本市または原作者者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。
11. 免責事項	・本市は、本ページにおける情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではありません。 ・本市は、ユーザーが本ページを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。 ・本市は、本ページに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。 ・本ページの内容を予告なく変更、またはコメント等の削除をすることがあります。 ・Facebook のご利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、一切お答えすることができません。
12. その他	名古屋市としてサービスの継続性、不変性を担保しているわけではありませんので、ご了承ください。 機密情報は取り扱いません。

〇〇課アカウント運用ポリシー

項目	内容
1. アカウント名	@xxxx(名古屋市〇〇課) ※英語の文字列のみの場合は、カッコ書きで分かりやすい名前を追加してください。 (公式ウェブで分かりやすく掲示するため)
2. アカウント URL	https://twitter.com/xxxx
3. 発信内容	～に関する情報
4. アカウント管理責任者	〇局〇部〇〇課長
5. アカウント運用組織	〇局〇部〇〇課長
6. フォローの扱い (ツイッターの場合のみ)	原則として行わない。
7. 返信・リツイートの扱い	原則として行わない。 個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。
8. 運用時間	原則として開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで
9. アカウント運用ポリシー の変更、削除	・事前連絡なくこのアカウント運用ポリシーを変更する場合がある。 ・Twitter で情報を提供することが困難になった場合、その旨を市公式ウェブサイト等に掲載し、アカウントを速やかに削除する。
10. 意見・問合せ	ご意見・お問合せは下記をご利用ください。 ・名古屋市の〇〇に関すること。 〇局〇部〇〇課 (連絡先) ・市政全般に関すること。 「名古屋市公式ウェブサイト」ご意見・お問合せのページ https://www.city.nagoya.jp/main/site_policy/0000000015.html ・Twitter そのものの利用に関すること。 Twitter ヘルプセンターをご参照ください。 https://support.twitter.com/
11. 免責事項	・本市は、本ページにおける情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではありません。 ・本市は、ユーザーが本ページを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。 ・本市は、本ページに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。 ・Twitter のご利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、一切お答えすることができません。
12. その他	名古屋市としてサービスの継続性、不変性を担保しているわけではありませんので、ご了承ください。 機密情報は取り扱いません。

公園内放置自動車処理規程

(趣旨)

第1 この規程は、名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成16年名古屋市条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定に基づき設置されている都市公園のうち、名古屋市が管理する都市公園及び公園予定区域並びに都市公園に供することと決定した地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく行政財産（以下「都市公園等」という。）の放置自動車（以下「公園内放置自動車」という。）の処理について必要な事項を定めるものとする。

(警告書の貼り付け)

第2 土木事務所長若しくは東山総合公園長（以下「土木事務所長等」という。）又は名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の2に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、条例で定める警告書を公園内放置自動車の外部から確認しやすい箇所に貼り付けるとともに、放置自動車発見報告書（第1号様式）を緑地管理課長に送付するものとする。

(廃物判定)

第3 土木事務所長等又は指定管理者は、公園内放置自動車を条例で定める廃物認定基準に基づく廃物判定表（第2号様式の1又は第2号様式の2）により、廃物判定を行うものとする。

(所有者調査等)

第4 土木事務所長等又は指定管理者は、公園内放置自動車の所有者等を特定するため、次の調査を行うものとする。ただし、当該自動車の窓が破損しておらず、施錠されている場合は、この限りでない。

(1) 自動車検査証、自賠責保険証、自動車検査標章、車台番号、走行距離及び車内の残留物

(2) その他公園内放置自動車の周辺において所有者等の特定につながるものに関する調査

2 土木事務所長等又は指定管理者は、公園内放置自動車にナンバープレートがある場合には、あらかじめ緑地管理課長と調整のうえ、当該自動車の登録事項の照会を行う。

3 土木事務所長等又は指定管理者は、前2項の調査により所有者等に関する情報を収集した場合には、関係機関に照会を行い、現在の所有者等を特定するものとする。

4 土木事務所長等又は指定管理者は、前3項により公園内放置自動車の所有者等が特定された場合には、条例第10条の規定に基づき勧告することができる。

5 土木事務所長等又は指定管理者は、第1項から第3項により公園内放置自動車の所有者等が不明の場合には、放置自動車所有者等調査報告書（様式第3号）を緑地管理課長に送付するものとする。

（警察への照会）

第5 土木事務所長等又は指定管理者は、第3の定めによる廃物判定を行った公園内放置自動車について公園内放置自動車照会文書（第4号様式）を作成し、所轄警察署長（以下「警察署長」という。）へ照会するものとする。

（廃物認定）

第6 公園内放置自動車の廃物認定は、土木事務所長等又は指定管理者からの依頼により緑地管理課長が行うものとする。

2 緑地管理課長は、土木事務所長等又は指定管理者が廃物判定で廃物（大破車を含む。以下同じ。）と判定し、かつ、所有者等が不明であって、警察署長が措置しない場合は、公園内放置自動車を廃物認定することができる。

（処分）

第7 土木事務所長等は、第6の廃物認定により廃物と認定された公園内放置自動車（以下「廃物自動車」という。）を処分することができる。

2 廃物自動車の処分については、道路管理課長が指定する廃物処理業者に委託するものとする。

3 土木事務所長等は、廃物自動車を処分するときは、廃物自動車処理業務指示書（第5号様式の1）及び廃物自動車処理内訳書（第5号様式の2）を道路管理課長へ送付するとともに、処理業務を指示した廃物自動車に速やかに処分通告書（第6号様式）を貼り付けるものとする。

4 土木事務所長等は、廃物処理業者が廃物自動車を処理したときは、道路管理課を経由して、廃物自動車処理業務完了届（第7号様式）を提出させるものとする。

（処理報告）

第8 土木事務所長等又は指定管理者は、第2の定めによる警告書の貼り付けを行った公園内放置自動車が自主撤去された場合は、緑地管理課長へ放置自動車処理報告書（第8号様式）を送付するものとする。

2 土木事務所長等は、第7の定めによる処分を行った場合は、緑地管理課長へ放置自動車処理報告書（第8号様式）を送付するものとする。

（記録簿の調製）

第9 土木事務所長等又は指定管理者は、公園内放置自動車措置記録簿（第9号様式）を調製するものとする。

(廃物判定委員会への付議)

- 第10 土木事務所長等又は指定管理者は、廃物と判定するには疑義がある場合において、当該公園内放置自動車により市民の生活環境が著しく阻害されていると認められるときは、条例で定める廃物判定委員会に付議するよう緑地管理課長に依頼することができる。
- 2 緑地管理課長は、前項の依頼があった場合は、事前協議のうえ、廃物判定委員会に付議するよう道路管理課長に依頼する。

(求償依頼)

- 第11 土木事務所長等は、処分を行った廃物自動車の所有者等が判明した場合において、必要と認めるときは、条例で定める求償について緑地管理課長へ依頼することができる。

(車内等の物件)

- 第12 土木事務所長等又は指定管理者は、必要と認めるときは、処分しようとする廃物自動車の車内又は荷台上の放置物件を6月保管することができる。
- 2 当該物件が、事件に関係があると思われるときは、併せて警察署長へ通報するものとする。

(安全及び防犯対策の措置)

- 第13 土木事務所長等又は指定管理者は、公園内放置自動車の不適正利用又は占拠の状況が、公園利用及び公園管理において、その安全及び防犯上支障となっている場合には、第12までの規程にかかわらず緑地管理課長と協議のうえ速やかに移動等の必要な措置を行うものとする。

(準用)

- 第14 市民緑地、農業センター、みどりが丘公園、東谷山フルーツパーク及び農業文化園の放置自動車については、この規程を準用する。この場合において、この規程による事務は、これらの施設の管理の態様に応じ、これらの施設の所管課長若しくは公所長又は指定管理者が行うものとする。
- 2 前項の場合における放置自動車の処理については、道路管理課長が指定する廃物処理業者に委託することができる。

(その他)

- 第15 この規程に定めるもののほか、この規程について必要な事項は緑政土木局長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 公園内放置自動車処理要領（平成2年12月10日施行）及び公園内放置自動車処理要領の運用（平成4年12月15日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

緑政土木局緑地部緑地管理課長 様

土木事務所長等又は指定管理者

放置自動車発見報告書

公園内に廃棄物の疑いのある自動車を発見しましたので、下記の通り報告します。

記

発見日時	年 月 日 時頃			
発見場所	区 公園内			
放置自動車 の形状等	車 名	車 種	塗 色	登 録 番 号
	車 台 番 号	そ の 他		
	警告書貼付 年 月 日			
	添付資料（位置図、状況写真）			

第5号様式の1

		分類区分	
		保存期間	
		ファイル 年月日	

廃物自動車処理業務指示書

年 月 日

受託人 様

【課室公所長】

下記の業務の施行を指示します。

着手年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

委託名 廃物自動車処理業務委託（その ）単価契約

記

整 理 番 号	施 行 内 容	台 数	備 考
	廃物自動車処理工		別紙内訳書のとおり

担当監督員 所 属
職氏名

廃物自動車処理業務指示書

年 月 日

受託人 様

【課室公所長】

下記の業務の施行を指示します。

着手年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

委託名 廃物自動車処理業務委託（その ）単価契約

記

整理番号	施行内容	台数	備考
	廃物自動車処理工		別紙内訳書のとおり

担当監督員 所属
職氏名

○ 名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行細則

平成16年12月28日

規則第157号

改正 平成23年規則第19号

平成28年規則第29号

令和元年規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成16年名古屋市条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号の規則で定める期間)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める期間は、7日間とする。

(警告書)

第3条 条例第9条の警告書の様式は、第1号様式とする。

(勧告書)

第4条 条例第10条の規定による勧告は、勧告書（第2号様式）により行うものとする。

(命令書)

第5条 条例第11条の規定による命令は、命令書（第3号様式）により行うものとする。

(条例第12条第1項の規則で定める期間)

第6条 条例第12条第1項の規則で定める期間は、7日間とする。

(条例第12条第4項の規則で定める事項)

第7条 条例第12条第4項の規則で定める事項は、放置自動車に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 放置されている場所
- (2) 製造者の名称、外観及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条に規定する自動車登録番号又は同法第60条第1項に規定する車両番号
- (3) 条例第12条第3項の規定により名古屋市放置自動車廃物判定委員会（以下「廃物判定委員会」という。）の判定を経て廃物とみなした旨
- (4) 処分を予定する日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(廃物判定委員会)

第8条 廃物判定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、廃物判定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第9条 廃物判定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 廃物判定委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 廃物判定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第10条 廃物判定委員会の庶務は、緑政土木局路政部道路管理課において処理する。

第11条 この規則に定めるもののほか、廃物判定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が廃物判定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8条から第11条までの規定は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成23年規則第19号）抄

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第29号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

第1号様式

警 告 書

この自動車は、名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(以下「条例」といいます。)に違反して放置されていますので、速やかに移動させてください。

この自動車をこのまま放置すると、条例に基づき、市において処分を行い、その処分に要した費用を徴収します。

この自動車をこのまま放置すると、条例により罰せられる場合があります。

なお、この自動車の所有者等について心当たりのある方は、市へご連絡ください。

年 月 日

名古屋市長

連絡先

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「警告書」の文字は赤色、その他の文字は黒色、地色は白色とする。

第2号様式

第 号 年 月 日	
勸 告 書	
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
名古屋市長 印	
名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条の規定により、次の放置自動車を撤去するよう勸告します。	
放置自動車	放置されている場所
	製 造 者 の 名 称
	外 観
	自動車登録番号又は 車両番号
期 限	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

第 号 年 月 日	
命 令 書	
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
名古屋市長 印	
名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第11条の規定により、次の放置自動車を撤去するよう命令します。	
勅 告 年 月 日	
放置自動車	放置されている場所
	製 造 者 の 名 称
	外 観
	自動車登録番号又は 車両番号
期 限	

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき告示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

名古屋市教育委員会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する財産に、民間企業等の広告を掲載（掲出等を含む。以下同じ。）する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げる財産をいう。

- (1) 教育委員会が発行する印刷物（以下「印刷物」という。）
- (2) 名古屋市公式ウェブサイト（教育委員会が作成担当しているページに限る。）及び教育委員会が独自に管理するウェブサイト
- (3) その他教育委員会が別に定めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行うことができない。

- (1) 広告の内容に係る範囲
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 青少年の保護又は健全育成に好ましくないもの
 - オ 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 占い、運勢判断等に関するもの
 - ク 社会問題についての主義主張をするもの
 - ケ 個人等の名刺広告
 - コ 他をひぼう、中傷等するもの
 - サ その他広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なうもの
- (2) 業務又は事業者に係る範囲

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業形態又はそれに類似するもののうち、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの
 - エ 商品先物取引に係るもの
 - オ 法律に定めのない医業類似行為に係るもの
 - カ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - キ 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ク その他各種法令等に違反しているもの
- (3) その他広告掲載がふさわしくないと教育委員会が認めるもの
- 2 前項の規定については、広告がリンクしているウェブサイトの内容（ただし、直接リンクするページ内に限る。以下同じ。）についても適用する。

（広告の規格等）

第4条 広告の規格については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ウェブサイト 広告はバナー広告とし、原則として次のとおりとする。
- ア 大きさ 縦60ピクセル 横120ピクセル
 - イ 形式 GIF（アニメーションは不可）、JPEG
 - ウ データ容量 4キロバイト以下
 - エ その他市長室広報課が所管する名古屋市ウェブサイト運営ガイドライン及び名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドラインに定められた事項を遵守すること。
- (2) その他の広告媒体 所管する課・室・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合にあっては、所管する部長級の者。第5条、第6条及び第7条第3項において同じ。）がそれぞれ別に定める。

- 2 広告の配置等については、市民が広告であることを明確に判断できるよう掲載するとともに、その旨を記載するものとする。

(広告掲載料等)

第5条 広告掲載料、枠数及び掲載期間は、別に定めるところにより所管課の長が定める。

- 2 所管課の長は、効率的な事務の執行が見込まれる場合にあっては、広告主の負担により広告を掲載した広告媒体自体の納付（以下「現物納付」という。）をもって、広告掲載料の徴収に代えることができる。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として、広告媒体、名古屋市公式ウェブサイト等により所管課の長が行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とする者（以下「広告代理業者」という。）を含む。以下「広告掲載希望者」という。）は、名古屋市教育委員会広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、ファックス又は電子メール等にて申込みを行う。ただし、第3条第1項第2号に掲げる業務を行う者は申込みを行うことができないものとする。

- 2 申込みの受付は、原則として、所管課の長が行う。
- 3 申込みの受付期間は、原則として、所管課の長が別に定める。

(広告掲載の決定等)

第8条 所管課の長は、教育委員会事務局総務部企画経理課長（以下「企画経理課長」という。）が別に定めるところにより、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、あらかじめ教育委員会広告審査委員会の承認を受けることを要する。

- 2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

- 3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を通知（様式第2号、様式第3号又は様式第4号）するものとする。

（広告原稿の作成等）

第8条の2 広告の原稿は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

- 2 広告主のうち、広告代理業者が他の者（以下「広告依頼者」という。）に係る広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ教育委員会広告審査委員会の承認を受けなければならない。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、企画経理課長が別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

（広告内容の変更）

第10条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第3条第1項各号に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

- 2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

（広告掲載の取止め）

第11条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に対し事前に通知したうえで、当該広告掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取消又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合

- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
 - (4) その他広告掲載が不相当であると判断したとき
- 2 前項の規定により広告掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。
 - 3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて教育委員会広告審査委員会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取下げることができる。ただし、現物納付の場合又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、郵送、ファックス又は電子メールを利用し、書面にて、速やかに所管課の長に申し出るものとする。
- 3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告主の責に帰さない理由により、15日を超える期間連続して広告掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。
- 3 前項の場合の広告掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。
- 4 前3項による広告掲載料の返還によることが適当でないと所管課の長が認める場合は、所管課の長は広告主と協議の上、教育委員会広告審査委員会の承認を得て、別の定めをすることができる。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等当該広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 4 広告主は、第8条第3項の規定により通知を受けた広告掲載に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

(協議)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(教育委員会広告審査委員会の設置)

第16条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱第3条第1項に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、教育委員会広告審査委員会（以下「広告審査委員会」という。）を設置する。

- 2 広告審査委員会は、企画経理課長を委員長とし、別表に掲げる職にある者を委員とする。
- 3 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指定する者が委員長の職務を代理する。
- 4 広告審査委員会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 5 広告審査委員会は、定例的に開催するものの他、所管課の長の申し出がある場合又は委員長が特に必要と認める場合に開催する。
- 6 広告審査委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を

開くことができない。

- 7 広告審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。
- 9 広告審査委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部企画経理課が処理する。

(指定管理者の提案による広告の特例)

第17条 教育委員会所管の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）は、当該施設を活用した広告を提案し、広告の掲載を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により指定管理者が広告の掲載を行う場合におけるこの要綱の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1号	教育委員会	指定管理者
第4条第1項第2号	所管する課・室・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合にあっては、所管する部長級の者。第5条、第6条及び第7条第3項において同じ。）	指定管理者
第5条第1項	所管課の長	指定管理者
第6条	原則として、広告媒体、名古屋市公式ウェブサイト等により所管課の長	指定管理者
第7条第1項	名古屋市教育委員会広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、	指定管理者が定める方法により

	ファックス又は電子メール等にて	
第7条第2項	原則として、所管課の長	指定管理者
第7条第3項	原則として、所管課の長	指定管理者
第8条第1項	所管課の長	指定管理者
第8条の2第2項	所管課の長	指定管理者
第10条	広告主	指定管理者
第11条第1項	広告主	指定管理者
第14条第4項	第8条第3項の規定により通知を	第8条第1項の規定により決定を
第15条	所管課の長	指定管理者

- 3 前項の場合において、第2条第2号、第5条第2項、第8条第2項及び第3項、第8条の2第1項、第11条第1項第1号及び第2号、同条第2項、第12条及び第13条の規定は、適用しない。
- 4 指定管理者のうち、別に定める施設を管理する者が広告の掲載を行う場合において、第9条の規定中「所管課の長」とあるのは「指定管理者」と、「一括前納」とあるのは「指定管理者に納付」と読み替えるものとする。
- 5 前項の場合において、第9条ただし書の規定は適用しない。

(その他)

第18条 その他広告掲載につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日以降に掲載する広告から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年2月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年2月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年2月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月12日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に連続して広告掲載ができていないものについては、当該連続する期間が終わるまで従前の例による。

別 表

委 員	教育委員会事務局総務部主幹（調査） 教育委員会事務局総務部人権教育室長 教育委員会事務局総務部学校整備課長 教育委員会事務局教務部学事課長 教育委員会事務局教務部主幹（教職員定数・給与等） 教育委員会事務局指導部主幹（特別支援教育） 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室長
-----	--

屋外広告物を活用した広告事業のための
景観配慮ガイドライン

平成 20 年 4 月 住宅都市局都市計画部都市景観室

目 次

はじめに	p. 1
・屋外広告物とは	p. 2
・このガイドラインの対象	p. 2
・ガイドラインの役割と枠組み	p. 2
第1章 屋外広告物を自粛すべき公共施設等の敷地	p. 3
第1節 屋外広告物の自粛施設	p. 3
第2節 複合施設の場合の考え方について (市内の主な公共施設一覧)	p. 4 p. 5
第2章 行政財産等に掲出する屋外広告物の基準 (掲出及び掲出承認のための景観配慮基準)	p. 8
第1節 景観配慮基準の対象となる屋外広告物	p. 8
第2節 景観配慮基準の設定	p. 8
第3節 景観アドバイザー制度の活用等 (参考1 色彩の目安) (参考2 広告の掲出例)	p. 10 p. 10 p. 11
第3章 その他必要な事項	p. 13
第1節 公共施設と民間等使用施設の共同利用の特例	p. 13
第2節 P F I 事業等による公共施設の特例	p. 14
第3節 その他	p. 14
Q & A	p. 15

はじめに

本市では、良好な景観形成及び風致の維持を目的として、名古屋市屋外広告物条例により、市内全域において屋外広告物の規制を行っています。

屋外広告物には、私企業や店舗などの商業広告だけでなく、国や地方公共団体が掲出する公益的なものから、絵画や写真などの芸術作品まで、屋外で公衆に向けて表示される一定の観念等が表示されたものすべてが該当します。

これらに対する規制は、表現の自由といった国民の基本的人権と密接にかかわることから、一般的に屋外広告物条例による規制は、良好な景観形成の視点から言えば、緩やかな最低限のものにとどめられております。

したがって、まちの良好な景観は、条例上の基準を守っているだけでは実現できません。屋外広告物が景観に与える影響の大きさを、表示設置者自らが十分理解したうえで掲出を行っていくことが何よりも重要です。

一方、これを補佐支援する景観誘導策や専門家による技術的助言など多様な取り組みが景観行政に求められております。

いままで行政は、中立・公平な存在であることから、公共の財産に特定の商業広告が掲出されることなど想定されていませんでした。

しかし、近年、財政上の問題に端を発し、国や地方公共団体が保有している資産等を広告媒体に利用して収入を上げ、これを市民サービスに充てようとする「広告事業」が具体化してまいりました。

数ある「広告」の中でも屋外広告物は、公共の空間において誰もが目にし得るという特有の性格を有しているため、広告の表示の仕方次第では、長年、市民の不断の努力で築いてきた共通の財産である良好な都市景観を破壊する懸念がないとも限りません。

本市は都市の良好な景観形成を図る責務を負っている立場でもあることに鑑み、少しでも景観への悪影響を減ずるため、屋外広告物に関する自主基準として本ガイドラインを定めました。

●屋外広告物とは

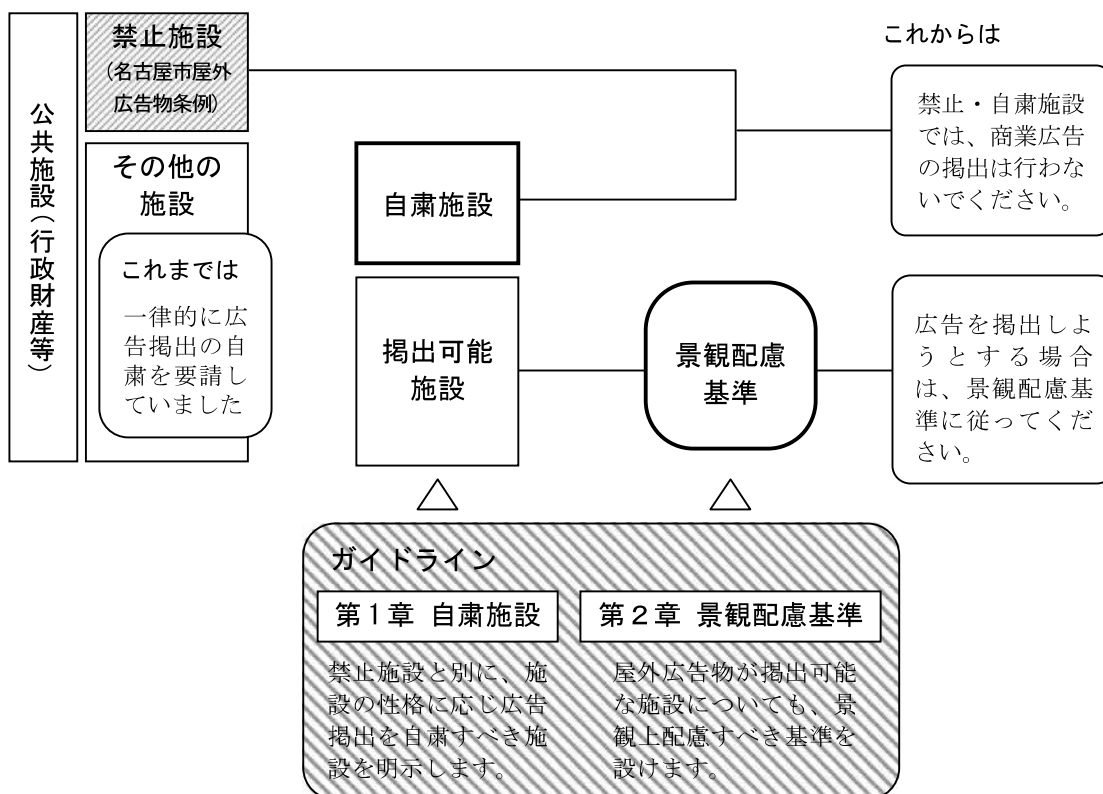
「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」を指し、法規制上は内容が営利的な広告かどうか問いません。また、屋内に掲出される広告物や屋外であっても施設利用者など特定の人に向けてのみ表示される広告物（例、競技場の内側に向けた広告）のほか、各種パンフレット、ウェブサイト等に掲出される広告物は屋外広告物にはあたりません。

●このガイドラインの対象

このガイドラインでは、公共施設等に掲出される**一般商業広告**である**屋外広告物**を対象としています。公共施設本来の目的に基づく公益広告（施設名称など）については、ガイドラインの対象とはなりません。

※ 店舗の敷地内に店舗名称や商品名などを表示するものは、一般商業広告には含みません。

●ガイドラインの役割と枠組み



第1章 屋外広告物を自粛すべき公共施設

公共施設等にいたずらに商業広告の掲出を行うことは、施設の持つ中立性、信頼性を損ねるだけでなく、広告物の氾濫を助長する恐れがあるなど景観への影響もあります。また屋外広告物の規制を行う団体として、過度な広告物の掲出は自制すべきと考えています。

このため、名古屋市屋外広告物条例では、官公署、学校、図書館などの主たる公共施設への屋外広告物の掲出を禁止し、また、その他の公共施設についても一律に広告物の掲出を自粛していただいております。

しかし近年、保有資産の積極的活用をすすめるという気運が高まるなか、市民サービス維持向上のため行政財産への商業広告物の掲出が検討されるようになってきていることから、公共施設への屋外広告掲出の一律的な自粛要請について見直すことといたしました。そこで、それぞれの公共施設の性格を考慮し、広告掲出が可能とする施設とすべきでない施設を区分しました。

第1節 屋外広告物の自粛施設

公共施設において、屋外広告物を掲出すべきでない施設の性格は次に該当するものと考えられます。

- ・ 中立性、公平性が強く求められる施設
- ・ 教育、文化に深く関わる施設
- ・ 信頼性、公正さが求められる施設
- ・ 広く多くの市民が利用するもので通常、民間側での整備が期待できない施設

屋外広告物条例にて屋外広告物の禁止地域に指定されている公共施設（以下「禁止施設」という。）以外にも上記の4つの性格を有する公共施設がありますので、それらを広告物の掲出を自粛すべき施設（以下「自粛施設」という。）として下記のとおり定めました。禁止施設ではもちろんのこと、自粛施設も含めて、広告物の掲出を避けてください。

自粛施設

- ・ 禁止施設に類する施設の敷地
- ・ 博物館、美術館、体育館及びこれらに類する施設の敷地

個別の施設についての掲出の可否については、「市内の主な公共施設一覧」を参考にしてください。具体的には各施設の設置目的、性格等を踏まえ、個別に判断することとなります。

屋外広告物の掲出を行わない公共施設をまとめると、下図のようになります。

禁止施設 ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館の敷地



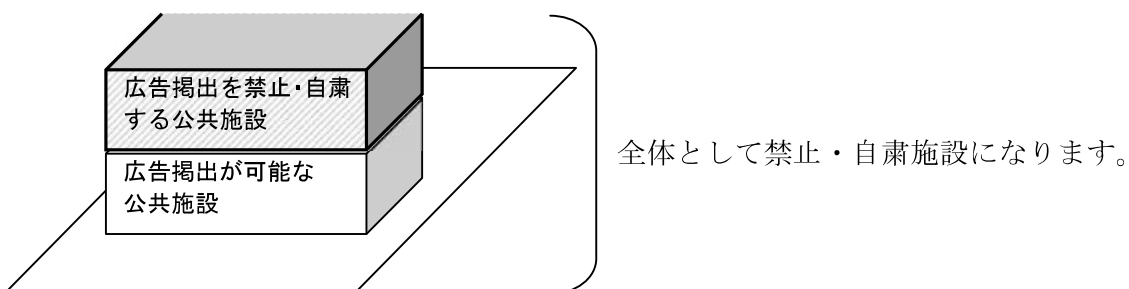
自粛施設 ・禁止施設に類する施設の敷地
・博物館、美術館、体育館及びこれに類する施設の敷地



**禁止・自粛施設には、広告物の掲出
を行わないようお願いします。**

第2節 複合施設の場合の考え方について

禁止・自粛施設と掲出可能な公共施設が併設する施設では、一体で一つの公共施設と認識されていると考えられます。禁止・自粛施設を含んだ施設であることから、掲出が可能な施設であっても、広告物の掲出は行わないようお願いします。



市内の主な公共施設一覧

禁止・自粛施設の該当例を示しますので、参考にしてください。

- 【禁止施設】 ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館の敷地
 【自粛施設】 ・禁止施設に類する施設の敷地
 ・体育館、博物館、美術館及びこれらに類する公共施設の敷地

1. 名古屋市等が設置する公共施設

施設区分	施設名	禁止・自粛施設の該当			屋外広告物条例による その他の禁止地域	
		×	○	○		
市役所・区役所等	市役所・区役所・支所・公所	×	官公署	禁止		
	保健所・社会福祉事務所	×	官公署	禁止		
	消防署	×	官公署	禁止		
病院	市民病院	○				
衛生関連施設	生活衛生センター	×	官公署	禁止		
	動物愛護センター	×	官公署	禁止		
老人福祉施設	老人ホーム	○				
	鯉城学園	○			×	消防署(官公署)と同一施設
	福祉会館	○				
	厚生院	○				
児童福祉施設	保育園	×	学校類似	自粛		
	児童館	×	学校類似	自粛		
	児童福祉センター	×	学校類似、官公署	禁止		
	乳児院、児童養護施設	○				
	戸田川こどもランド	○			×	都市公園
障害者福祉施設	緑風荘など身体障害者更生・授産施設	○				
	障害者スポーツセンター	○				
	総合リハビリセンター	○				
	希望荘など知的障害者更生施設	○				
生活保護施設	植田寮、熱田荘(宿所)	○				
市営住宅	市営住宅・定住促進住宅	○				
斎場、霊園	八事斎場	—			×	火葬場
動植物園・農園	東山動植物園	○			×	都市公園
	名古屋港水族館	○				
	ランの館	○			×	都市公園
	東谷山フルーツパーク	○			×	風致地区
	農業センター	○			×	風致地区
	野鳥観察館	○			×	都市公園
	農業文化園	○				

施設区分	施設名	禁止・自粛施設の該当			その他の禁止地域	
学校・生涯学習施設	小・中学校、高校、幼稚園、大学、特別支援学校	×	学校	禁止		
	中央看護専門学校	×	学校類似	自粛		
	男女平等参画推進センター	×	公民館類似	自粛		
	女性会館	×	公民館類似	自粛		
	生涯学習センター	×	公民館	禁止		
	楠学習センター	×	公民館	禁止		
	青年の家(青少年交流プラザ・宿泊青年の家)	×	公民館類似	自粛		
	教育館・教育センター	○				
	図書館	×	図書館	禁止		
スポーツ・レクリエーション施設	名古屋市総合体育館	×	体育館	自粛		
	瑞穂競技場	×	体育館類似	自粛	×	都市公園
	市体育館・スポーツセンター	×	体育館	自粛	△	都市公園の場合あり
	港サッカー場	×	体育館類似	自粛	×	都市公園
	東山公園テニスセンター	×	体育館類似	自粛	×	都市公園
	市民プール	○			△	都市公園の場合あり
	志段味スポーツランド	○			×	第一種低層専用住居地域
	日光川公園	○			×	都市公園
文化施設	博物館	×	博物館	自粛		
	科学館	×	博物館類似	自粛	×	都市公園
	美術館	×	美術館	自粛	×	都市公園
	見晴台考古資料館	×	博物館	自粛	×	都市公園
	蓬左文庫	×	博物館 (名古屋市博物館分館)	自粛	×	都市公園
	秀吉清正記念館	×	博物館 (名古屋市博物館分館)	自粛	×	都市公園
	公会堂	×	公会堂	禁止	×	都市公園
	市民会館	×	公会堂類似	自粛		
	芸術創造センター	×	公会堂、公民館類似	自粛		
	文化小劇場	×	公会堂類似	自粛		
	市民ギャラリー	×	美術館類似	自粛		
	演劇練習館「アクテノン」	○			×	都市公園
	音楽プラザ	○				
	短歌会館	○				
	東山荘	○				
	能楽堂	×	公会堂類似	自粛	×	都市公園
文化のみち二葉館	×	博物館類似	自粛			

施設区分	施設名	禁止・自粛施設の該当			その他の禁止地域	
コミュニティセンター等	コミュニティセンター(194施設)	×	公民館類似	自粛		
	地区会館	×	公民館類似	自粛		
産業振興・観光施設	中小企業振興会館(吹上ホール)	○				
	国際展示場	○				
	国際会議場	○				
	公設市場	○				
	中央卸売市場	○				
	名古屋城	○			×	都市公園
	東山公園展望塔	○			×	都市公園
その他	国際センター	○				
	市政資料館	○			×	文化財
	NPOセンター	○			×	消防署(官公署)と同一施設
	文化センター	×	公民館類似	自粛		
	港防災センター	○			×	港区役所一体
	都市センター	○				
	環境工場	○				

2. 県・国が設置する公共施設

施設区分	施設名	禁止・自粛施設の該当			その他の禁止地域	
愛知県が設置する施設	愛知県芸術文化センター	×	美術館、公会堂類似の施設	自粛	×	都市公園
	ウィル愛知	×	公民館類似	自粛		
	高校	×	学校	禁止		
	歯科衛生専門学校	×	学校類似	自粛		
	総合看護専門学校	×	学校類似	自粛		
	愛知県産業貿易館	○				
	愛知県勤労会館	×	公会堂類似	自粛		
	愛知県熱田神宮公園野球場	×	体育館類似	自粛	×	都市公園
	愛知県がんセンター	○				
	警察本部及び警察署	×	官公署	禁止		
国が設置する施設	各省の出先機関	×	官公署	禁止		
	社会保険事務所	×	官公署	禁止		
	公共職業安定所	×	官公署	禁止		
	税務署	×	官公署	禁止		
	稲永ビジターセンター	○			×	都市公園
	名古屋拘置所・少年鑑別所	○				
	陸上自衛隊守山駐屯地	○				

第2章 行政財産等に掲出する屋外広告物の基準

(掲出及び掲出承認のための景観配慮基準)

本章では、行政財産等に屋外広告物を掲出する際に景観上の配慮をしていただくための基準をお示ししています。禁止・自粛する公共施設以外の行政財産等に屋外広告物を掲出しようとする場合には、本章に定める行政財産等に掲出する屋外広告物の基準（以下「景観配慮基準」という。）に従って広告を掲出してください。

第1節 景観配慮基準の対象となる屋外広告物

景観配慮基準の対象となる広告物は次に該当するものです。

- (1) 表示内容が一般商業広告であるもの。
- (2) 地方公営企業の財産にかかるもの以外に掲出されるもの。
- (3) 収益事業にかかる財産（競輪、競馬事業等）以外に掲出されるもの。

第2節 景観配慮基準の設定

屋外広告物には地上広告板や壁面広告など様々な種類があります。したがって、全ての種類の広告物に共通する基準と種類別の基準に分けて基準を設定しています。

(1) 共通基準

以下に該当する広告は設置しないでください。単に目立つことだけを目的としたり情報を詰め込むのではなく、設置場所の周辺環境との調和などにも配慮をして、広告の規模やデザインを検討してください。

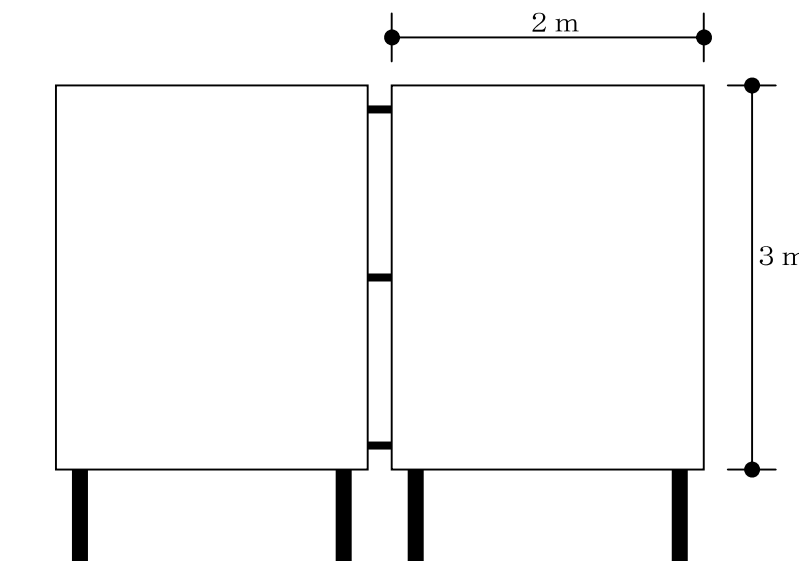
- ・ 著しくデザイン性の劣るもの
(例：情報量が多く、統一感のない広告)
- ・ 周囲の景観と著しく不調和なもの
(例：閑静な住宅地にあって、多色・高彩度な色使いのもの、
低層住宅地における著しく高い地上広告板)
- ・ 企業名、商品名を繰り返すもの
- ・ 電光表示によるもの（LED、テレビ映像など）
- ・ 公共施設の名称表示を損なうおそれのあるもの
- ・ ゆとりなく広告面を詰め込んだもの

(2) 個別基準

屋外広告物の種類別に基準を設けてありますので、広告物の種類に応じて次の基準に従って広告を掲出してください。

広告の種類	基準
地上広告板・塔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さは4 m以下とする。 ・ 一表示面あたりの面積は10 m²以下とする。 ・ 表示面の地色の彩度は原則8以下とする。 ・ 表示面を複数設置する場合には、規模・寸法を揃え整然と並べる。また、上下に並べる場合には2段までとする。
屋上広告塔・板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さは10 m以下、かつ建築物の高さの3分の1以下とする。 ・ 一基あたりの表示面積の合計は100 m²以下とする。 ・ 一つの建築物に設置する基数は一基までとし、表示内容は一基につき一種類のみとする。
壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つの広告物の表示面積は15 m²以下とし、かつ、一壁面における表示面積の合計は、その壁面面積の10分の2以下とする。 ・ 表示面の地色の彩度は原則8以下とする。 ・ 表示面を複数設置する場合には、規模・寸法を揃え整然と並べる。 ・ 公共施設の名称が表示されている壁面には表示しない。

※表示面の考え方について



左図のような場合、
一表示面は6 m²、
一基の表示面積は
12 m²となる。

第3節 景観アドバイザー制度の活用等

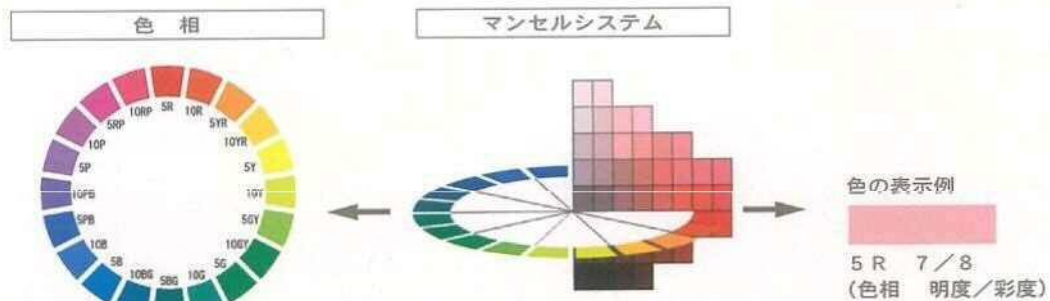
住宅都市局都市景観室においては、都市景観行政・屋外広告物行政に関する指導・助言を効果的に実施するために景観アドバイザー制度を設けています。

公共施設に掲出される屋外広告物については、他の屋外広告物の模範となる役割も求められることとなりますので、景観アドバイザー制度を積極的に活用するなど、本ガイドラインの基準を守るだけでなく、良好な都市景観の保全・形成に努めてください。

<参考>

(参考1. 色彩の目安)

色彩を表す方法として、日本工業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色彩を指定することができます。一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。

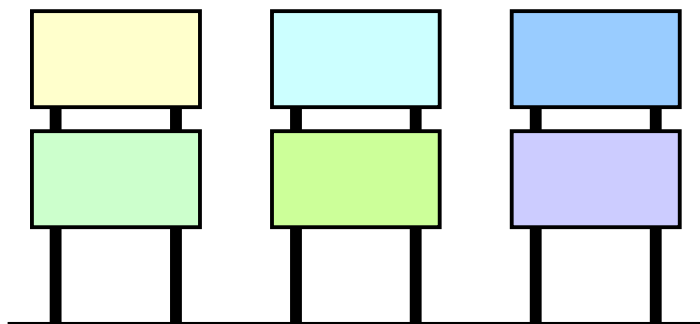


(注) 上図は正確に色が表現されたものではありませんので、色見本としては使用しないでください。

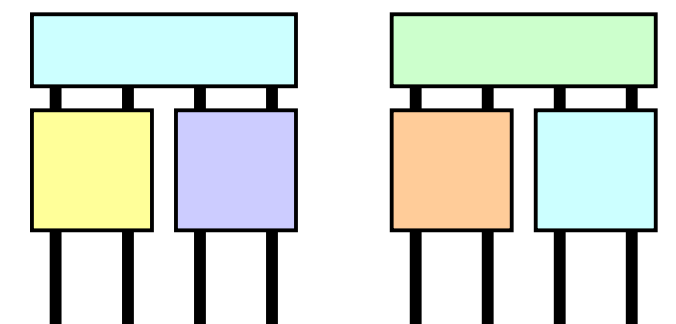
(参考2. 広告の掲出例)

地上広告板の掲出例

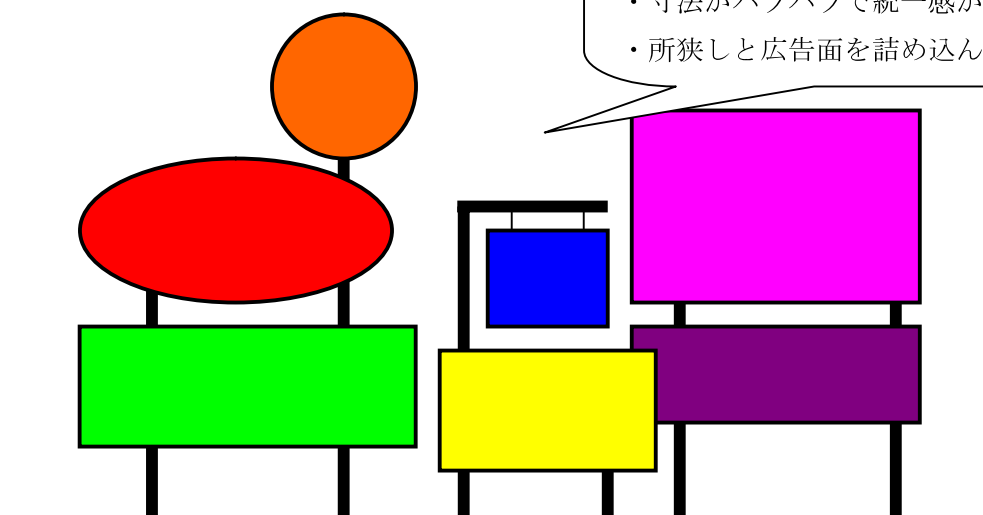
● 景観配慮基準に則った掲出例



- ・ 上下は2段までにしてある
- ・ 地色の彩度を抑え目にしてある
- ・ 寸法を揃えて整然と並べてある
- ・ 間隔をつめすぎず、ゆとりを持たせて並べてある

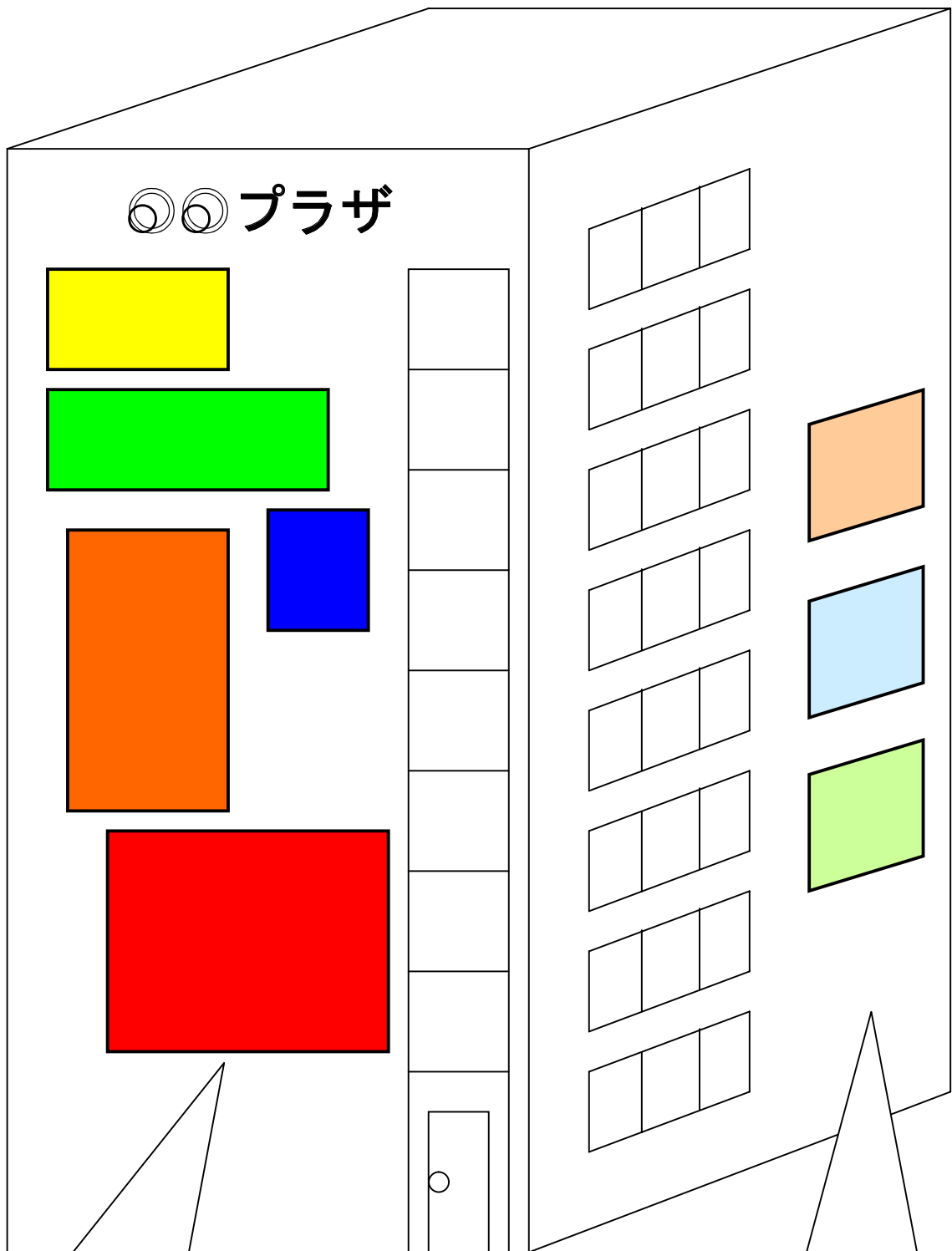


● 悪い例



- ・ 上下に3段並べている
- ・ 地色に高彩度の色を使用している
- ・ 寸法がバラバラで統一感がない
- ・ 所狭しと広告面を詰め込んでいる

壁面広告の掲出例



●悪い例

- ・表示面積の合計が壁面面積の2割を超えている（約30%）
- ・地色に高彩度の色を使用している
- ・寸法がバラバラで統一感がない
- ・建物名称が表示されている面に表示している。

●景観配慮基準に則った例

- ・表示面積の合計が壁面面積の2割以内に収まっている（約9%）
- ・地色の彩度を抑え目にしてある
- ・寸法を揃えて整然と並べてある
- ・建物名称が表示されている面には表示していない

第3章 その他必要な事項

第1節 公共施設と民間等使用施設の共同利用の特例

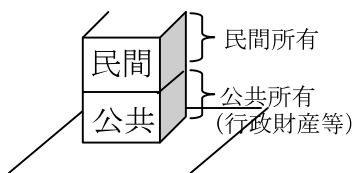
1棟の建物で禁止・自粛施設と民間等の施設とが共同で利用されている場合、原則的にその敷地は、禁止・自粛施設にはあたりません。また、景観配慮基準の適用もありません。

なお、個別具体的な判断は、次の事例のように「共同利用」の実態に即して行います。

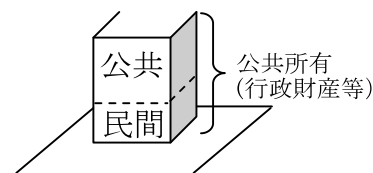
<具体的な事例>

共同利用の実態	① 区分所有でそれぞれに使用されている場合 ② 民間施設の一部の床を借り受ける場合	③ 公共施設の一部の床を民間施設に貸し付けている場合 (目的外使用許可、余剰床の貸付)
規制の適用	屋外広告物条例による規制のみになります。	屋外広告物条例による規制のほか、当ガイドラインの規定が適用されます。
説明	禁止・自粛施設の規定や景観配慮基準の適用はありません。	禁止・自粛施設の規定が適用されます。なお、民間施設の名称などは5㎡以内にしてください。 * 公共施設が禁止・自粛施設でない場合は、広告掲出の際に景観配慮基準を遵守してください。

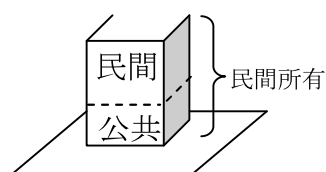
① 区分所有



② 民間が賃借



③ 行政が賃借



第2節 PFI事業等による公共施設の特例

- (1) PFI事業などで設けられる施設のように、その所有形態や管理形態がどうであれ、施設の設立経緯や性格に着目して、禁止・自粛施設に該当するかどうかの判断を行います。
- (2) また、このような施設が禁止・自粛施設に該当しない場合、景観配慮基準を守って掲出していただきます。

第3節 その他

- (1) 第1章の禁止・自粛施設は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人の設置又は管理などにかかるものについても含まれますが、第2章の景観配慮基準は、これらの法人にかかるものについては適用されません。
- (2) 屋外広告物の規制に関連するものとしては、名古屋市景観計画、名古屋市屋外広告物条例があり、本市内で屋外広告物を表示設置するにはこれらに従って行わなければなりません。
名古屋市屋外広告物条例の中には、表示設置についての規制事項のほか屋外広告業者の登録制度（営業要件）も含まれておりますのでご注意ください。
- (3) 本ガイドラインは、良好な景観形成、風致の維持を図ろうとするものであり、広告内容に関する配慮や日影、通風など周辺環境への配慮などについて定めたものではありません。
- (4) 行政財産等に屋外広告物が掲出されるような場合には、景観配慮基準の遵守を担保するため、必ず貸付等の条件にさせていただくようお願いいたします。

Q & A

1. 景観配慮基準の意味合いは何か。また、これを遵守しない場合のペナルティーはあるか。

景観配慮基準は、行政財産等に屋外広告物を掲出する際、自主規制する判断の基準となるものです。

なお、名古屋市屋外広告物条例の許可の基準に合致さえしていれば、景観配慮基準とは無関係に、法的な問題は一切生じることなく許可されます。

しかし、近年、市民の景観に対する意識は高まってきており、公共施設に屋外広告物を掲出する場合は、景観配慮基準の範囲内で、施設の性格や周辺環境を良く考慮して行うべきだと考えます。

2. 掲出した屋外広告物に関する市民からの苦情などはどこが対応するのか。

市民の苦情などの内容によるものと思われれます。

例えば、なぜ公共施設への屋外広告物を条例で禁止しないのかとか、これとは反対に、禁止や自粛施設など設けずにもっと自由にやるべきだという要望など、屋外広告物のルールに関するものについては、基本的には都市景観室で対応します。

しかし、個々の屋外広告物が周辺の景観を悪化させたとか、環境が悪くなったなどの個別の苦情につきましては、当然ながら、広告事業を実施する担当で対応していただきます。

なお、景観配慮基準は、一般基準よりも厳しい自主基準ではありますが、たとえこれを遵守した場合でも、苦情等は十分に想定されますので、くれぐれも周辺環境を考慮して各部署の責任において実施していただきたいと思えます。

3. 景観配慮基準の中の共通基準については、なかなか判断が難しいがどうしたらいいか。

景観配慮基準の共通基準の一部には、主観的な要素が強いものもありますが、これらは、それぞれの局に設置される審査機関で判断していただきたいと思えます。

なお、都市景観室では広告景観の専門家（景観アドバイザー）による助言制度を設けておりますので、活用されることをお勧めいたします。